

平成21年度後期高齢者医療保険料が 決定しました

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて被保険者に平成21年4月～翌年3月までの1年間の保険料を計算して、平成21年度分の納付通知書などを7月中旬に郵送します。

【保険料の納付】

◆特別徴収(年金天引き)の人
「後期高齢者医療保険料額決定通知書」が届きます。

対象 平成21年4月1日現在、市内在住で75歳以上であり、年金受給時に、下記の要件に該当する人

- ・年金が年額18万円以上の人
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

※昭和8年12月2日～昭和9年2月1日生まれの人で該当する人は8月から特別徴収の対象となります。

納期 年金受給月(4・6・8・10・12・翌年2月)の年6回

納付方法 年金から天引き

※天引きについて、特に手続は必要ありません。

◆普通徴収(年金天引き以外)の人

「後期高齢者医療保険料納付通知書」が届きます。

対象 つぎに該当する人

- ・年金天引きの対象でない人
- ・市外から転入してきた人

納期 7月～平成22年2月までの毎月(計8回)

納付方法 「後期高齢者医療保険料納付通知書」で最寄りの金融機関または市役所にて納付

※口座振替もご利用いただけますが、その場合、金融機関で手続きが必要です。

※年度の途中で普通徴収から特別徴収に変更になる人には、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」と「後期高齢者医療保険料納付通知書」の両方が届きます。

◆現在74歳の方は
75歳の誕生日に後期高齢者医療制度の被保険者となり保険料を納めていただくことになります。誕生月～平成22年3月分までの普通徴収の納付書が誕生月の約2か月後に届きます。

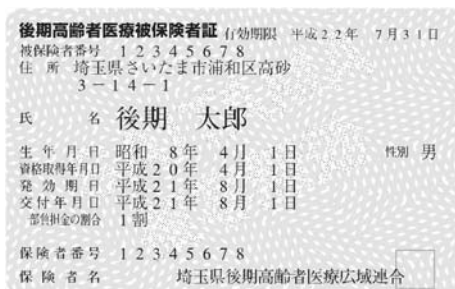
後期高齢者医療制度からのお知らせです

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 147・197
FAX (43) 1125

◆納付方法の変更

特別徴収から口座振替(本人以外の親族などの口座からも可能)に納付方法を変更できます。お支払いになった保険料額は、確定申告の際に、口座名義人の社会保険料控除額となります。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

8月から後期高齢者医療被保険者証 (保険証)が新しくなります



▲新しい被保険者証(イメージ)

現在使用中の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月1日から新しい被保険者証になります。

新しい被保険者証は7月中に簡易書留郵便で郵送します。

◆被保険者証の有効期限

新しい被保険者証の有効期限は平成22年7月31日です。

新しい被保険者証が届きましたら、住所・氏名・生年月日などの内容を必ずご確認ください。

認ください。

なお、期限切れの被保険者証は、保険年金課に返却していただくか、個人で処分していただきますようお願いいたします。

◆医療機関窓口での自己負担割合の変更

「1割」と「3割」の負担判定を前年の所得状況により行います。負担割合が変更になる人がいますので、ご注意ください。

※課税所得が145万円以上の人や、同じ世帯の被保険者の課税所得が145万円以上のときは3割負担となります。



(5) 入院時の一部負担金と食事代

所得区分	自己負担限度額	食事療養 標準負担額 (1食あたり)	生活療養 標準負担額 (1食あたり+1日あたり)
現役並み 所得者	80,100円(+医療費 が267,000円を超え た場合はその超え た1%を加算)	260円	1食あたり460円 1日あたり320円
	4回目から44,400円		
一般	44,400円	260円	
低所得者Ⅱ (※1)	24,600円	入院日数が 90日まで 210円	1食あたり210円 1日あたり320円
		入院日数が 91日以上 160円	
低所得者Ⅰ (※2)	15,000円	100円	1食あたり130円 1日あたり320円

注1) 太枠内に減額されるためには申請が必要です。
 注2) 食事療養標準負担額は一般病床に入院した場合、生活療養標準負担額は療養病床に入院した場合に適用されます。
 (※1) 低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
 (※2) 低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得が収入0円の人(年金収入の場合は80万円以下の人)

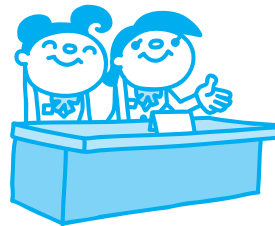
「限度額適用・標準負担額減額認定証」
 の申請手続きを忘れずに！
 毎年8月に
 更新手続きが必要ですよ！
 後期高齢者医療制度では、
 住民税非課税世帯の人が、
 入院の際「限度額適用・標準
 負担額減額認定証」を病院の
 窓口で提示すると、医療費、
 食事代の自己負担額が減額
 されます。
 ◆入院中(予定)の人でまだ
 「限度額適用・標準負担額減
 額認定証」をお持ちでない人
 保険年金課へご相談くだ
 さい。

◆「限度額適用・標準負担額
 減額認定証」をお持ちで、
 更新が必要な人
 7月中旬に申請書を送付し
 ますので、必要事項をご記
 入のうえ、8月中旬に保険年
 金課へ提出してください。
 申請に必要な物

後期高齢者医療保険料の 納付相談

後期高齢者医療制度は、医療費の一部を
みなさんの保険料で負担しています。制度
維持のため、保険料の納付をお願いします。
 なお、つぎのとおり納付相談を行います。
 とき 7月26日(日)午前8時30分～午後5時
 ところ 市役所保険年金課

お手続きをお忘れなく！！



- ・後期高齢者医療被保険者証
・印鑑
・委任状(本人・同居の家族
以外の人が申請するとき
必要)
・限度額適用・標準負担額減
額認定証交付申請書(郵送
のあった人のみ)

◆国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険
料を納めることが困難なと
きは、申請して承認され
ると保険料が免除されます。
 本人・配偶者・世帯主の各々
 前年の所得に応じて全額免
除のほか、一部免除(4分の
3、2分の1、
4分の1)があ
ります。

保険料免除
が承認された
期間は、年金
を受けるため
に必要な受給
資格期間には
算入されます
が、受け取る年
金額は免除の
割合により減
額になります。
 10年以内で
あれば、さか
のぼつて納め
ること(追納)ができますが、
 保険料に加算額が上乗せさ
れる場合があります。

申請は毎年必要ですが、
 全額免除と納付猶予に該当
する場合は、希望により翌
年手続きをしなくても継続

国民年金からの お知らせです

して申請できる制度があり
ます。

◆退職(失業)者の免除特例 制度

雇用保険の受給資格者証
や離職票などの公的機関の
証明を添付して申請すれば、
 その人の所得
 審査が不要と
 なります。

ただし、配
偶者や世帯主
に一定以上の
所得があると
きは、認めら
れない場合が
あります。

詳しくはお
問い合わせく
ださい。

問合せ 保険
年金課 ☎(43)
1111内線
145・FAX(43)
1125

